

国際芸術祭「あいち2022」ダイジェスト（パンフレット）製作業務企画提案募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

国際芸術祭「あいち2022」ダイジェスト（パンフレット）製作業務

(2) 業務の目的

国際芸術祭「あいち2022」の開催概要をビジュアル中心とした構成で分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、開催状況を広く周知することにより、芸術祭への関心や期待を高め、次回開催に向けた機運を醸成することを目的とする。

(3) 業務内容

国際芸術祭「あいち2022」ダイジェスト（パンフレット）に係る企画、コピーライト、ライティング、校閲、編集、製作（デザイン、レイアウト、版下作成、校正）、印刷、納品等の一切の業務を委託する。

仕様の詳細は、「国際芸術祭「あいち2022」ダイジェスト（パンフレット）製作業務仕様書」（以下、「業務仕様書」という。）による。

なお、仕様については、契約前に企画提案に基づき協議の上、決定する。

2 契約条件等

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和5年3月10日（金）までとする。

(3) 契約金額限度額

金1,650,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内。

(4) 契約の締結

国際芸術祭「あいち」組織委員会関係者等で構成する審査会において書面審査を行い、受託候補者1者を選定し、その者と委託金額限度額の範囲内で契約内容を協議の上、業務委託契約を締結する。

なお、受託候補者との契約等に係る協議が不調に終わった場合、次順位の応募者と協議し契約を締結する。

(5) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して契約額を決定するため、契約額が見積額と同じになることは限らない。

3 業務にあたっての留意点

(1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。

(2) その他本要領に定めのないことについては、業務仕様書のとおりとする。

4 選定方法

本募集は、応募者の考え方や業務遂行に関する能力、具体的な仕様（台割やレイアウト案を含む）等を「提案」を通して評価し、受託者を選定する。したがって、実際の業務実施にあたっては、必ずしも当該受託者の提案どおりに実施するものではない。

選考にあたっては、期限までに提出された企画提案書により書面審査を行い、業務の遂行能力等を総合的に判断する。

5 応募資格

応募者は、次の（１）から（７）までのすべての要件を満たしている法人とする（個人での応募はできない。）。

- （１）過去に、本件と同程度のパンフレット等の編集・デザイン・印刷業務を受注した実績を有していること。
- （２）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （３）令和４・５年度愛知県入札参加資格者名簿（令和４年４月～令和６年３月）の業務「01 製造・販売」のうち営業種目「08 出版・製本」取扱内容「04 雑誌出版」に登録されていること。
- （４）本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、愛知県から入札参加資格（指名）停止の措置を受けていないこと。
- （５）「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- （６）本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （７）国税及び地方税の未納がないこと。

6 企画提案書の提出等

企画提案書には、国際芸術祭「あいち2022」の開催概要やテーマ等を踏まえ、以下の各項目について記述すること。その際、業務仕様書の内容を踏まえたものとする。

（１）基本的な考え方やコンセプト等

本業務を行うにあたっての基本的な考え方やコンセプト等

（２）仕様詳細

本業務において製作するパンフレットの具体的な仕様（想定する台割、レイアウト案等を含む）及びその提案理由等

※表や図などにより、わかりやすく記載する。

（３）業務実施計画

本業務を円滑適正に実施するための具体的な進め方、スケジュール等

※表や図などにより、わかりやすく記載する。

（４）事業積算

内訳が分かるよう項目ごとに記載する。

※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載する。

(5) アピールポイント

その他、本業務を遂行する上での、独自のアピールポイントについて、記述すること。

7 応募手続等

(1) 企画提案書の提出

応募者は、下記に示す書類を作成し、提出すること。

ア 提出書類

- ・企画提案参加申込書（様式2） 1部
- ・企画提案書（任意様式） 6部（正本1部、副本5部）
- ・事業実施体制及び同種事業実績（様式3） 6部（正本1部、副本5部）
- ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類（様式4） 6部（正本1部、副本5部）

イ 提出方法

持参又は郵送（封筒の表面に「国際芸術祭「あいち2022」ダイジェスト（パンフレット）製作業務応募書類在中」と朱書きで記載する。）

ウ 提出期限

令和4年12月8日（木）午後5時（必着）

エ 提出先

「13 提出・問合せ先」のとおり

(2) 企画提案書等作成上の注意

- ア 用紙サイズは、A4縦（片面15ページ以内、横書き、要ページ番号）とする。ただし、図などを作成する場合、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- イ 必要に応じて、図表・絵・写真等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で1ヶ所とめること。
- ウ 企画提案は、1事業者あたり1提案とすること。
- エ 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

8 応募に関する質問

(1) 質問方法

国際芸術祭「あいち」組織委員会事務局において、令和4年11月25日（金）午後5時まで、電子メールで受け付ける。

別添「国際芸術祭「あいち2022」ダイジェスト（パンフレット）製作業務質問書」（様式1）により、質問事項を明確に記入の上、組織委員会事務局（triennale@pref.aichi.lg.jp）宛てに電子メールで送信すること。また、メールの件名は「国際芸術祭「あいち2022」ダイジェスト（パンフレット）製作業務に関する質問」とすること。なお、口頭（電話を含む。）による質問には応じない。

(2) 質問への回答

質問に対する回答は、2022年12月2日（金）午後5時までに、質問内容が当該事業者等固有にかかる場合を除いて、国際芸術祭「あいち2022」公式Webサイトの「組織委員会

からのお知らせ」欄 (<https://aichitriennale.jp/oc-info/notice.html>) に掲載する。

9 提出書類に不備があった場合の取扱い

提出書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合、当該応募は無効とする。なお、すでに提出された書類は返却しない。

10 審査及び委託先の決定

(1) 審査方法（書面審査）

提出された応募書類に基づいて、審査委員による書面審査を行う。

なお、審査は非公開とし、選定の過程等審査に関する問合せには応じない。

(2) 選定方法

別表「評価項目及び評価基準」を基に総合的に評価し、最優秀受託候補者を選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後に書面で通知する。

(4) 提案の無効に関する事項

- ・ 応募する資格のないものが提案したとき。
- ・ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ・ 事実と反する申込や提案などの不正行為があったとき。
- ・ あらかじめ指示した提出物に不足があったとき。
- ・ 応募者が当該公募に対して、2以上の提案をしたとき。
- ・ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 スケジュール（予定）

企画提案募集開始	令和4年11月14日（月）
質問書の提出期限	11月25日（金）
質問への回答	12月 2日（金）
提案書提出期限	12月 8日（木）午後5時（必着）
受託候補者選定、審査結果通知	12月中旬
契約締結・業務開始	12月下旬

12 その他

- (1) 書類の作成・提出等に必要な経費については、各応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 契約金額の支払いについては、契約内容の完了検査後に、精算払いとする。
- (4) 本要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、委託者が別に定める。

13 提出・問合せ先

所在地 〒461-8525

愛知県名古屋市東区東桜1-13-2 愛知芸術文化センター 6階
国際芸術祭「あいち」組織委員会事務局（担当：辻、有田）
（愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室内）

電 話 052-971-3111
F A X 052-971-6115
E-mail triennale@pref.aichi.lg.jp

評価項目及び評価基準

	評価項目	評価基準	配点
1	基本的な考え方等	・本業務の目的や事業の内容を十分に理解し、提案全体の基本的な考え方等が的確であるか。	20
2	仕様詳細	・本業務の目的や事業の内容を十分に理解し、趣旨に沿った仕様提案となっているか。	40
3	業務実施計画	・本業務の趣旨を的確に理解し、具体的かつ適切な進め方で、実現の可能性が高い実施スケジュールとなっているか。 ・十分な実施体制（業務の遂行に必要なかつ十分な人員配置など）が整っており、円滑適正に業務実施できる内容となっているか。	10
4	類似業務についての実績	・会社の受託実績、従事スタッフの業務経歴において、類似の業務実績を有しているか。また、それを本業務に活かしていけそうか。	10
5	事業積算の妥当性	・見積経費項目や金額は、適正かつ経済的に積算されているか。	10
6	アピールポイント	・本業務の趣旨を理解した上で、独自のアピールポイントが示されているか。	10
小計 (①)			100
7	社会的取組	(1) 【環境に配慮した事業活動】 ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証又は、自動車エコ事業所の認定を受けているか。(2点)	2
		(2) 【障害者等への就業支援】 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか(障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする)。又は、名古屋保護観察所に協力事業主としての登録を受け、保護観察対象者等(同一人物)を継続して3か月以上雇用しているか。(2点、協力雇用主の登録のみは0.5点)	2
		(3) 【男女共同参画社会の形成】 ① あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。(2点) ② 女性の活躍促進宣言を提出しているか。(①の認証がない場合)(1点) ③ えるぼし認定、プラチナえるぼし認定のいずれかを受けているか。(①の認証がない場合)(1点)	2
		(4) 【仕事と生活の調和】 ① 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定のいずれかを受けているか。(1点) ② あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。(1点)	2
		(5) ① 【エコモビリティライフの推進】 あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入しており、かつ、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。(1点、2つ以上で2点) ② 【安全なまちづくりと交通安全の推進】 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。(1点、2つ以上で2点) ③ 【健康づくりの推進】 愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。(1点、2つ以上で2点)	2
小計 (②)			10
合計 (①+②)			110

※7 (5) については、評価項目の2項目以上に適合する場合は満点、1項目のみに適合する場合は満点の2分の1に相当する点を加点。